

## 第 39 回 福島支部評議会の概要報告

### 1. 開催日時

平成 27 年 5 月 28 日 (木) 13 : 30 ~15:30

### 2. 開催場所

ユニックスビル 8階 第1会議室

### 3. 出席者

**【評議員】** 五十畑評議員、太田評議員、吉川評議員、菅井評議員、  
中尾評議員、藤原評議員 (議長)、渡邊武評議員 (五十音順)

### 4. 議 題

- (1) 福島支部データヘルス計画について
- (2) 平成 26 年度福島支部事業 (概要) について
- (3) 第 65 回運営委員会の報告について
- (4) その他

### 5. 議事概要

#### **【定足数について】**

事務局より、本評議会には評議員 9 名中 7 名が出席しており、全国健康保険協会評議会規定第 6 条により、「本評議会は有効に成立する」旨の報告があった。

#### **【議題について】**

事務局より資料に基づき説明が行われ、議長が各評議員・加入者代表に質問・意見を求めたところ、以下の議事のおりとなった。

#### **【その他】**

本部高橋理事が同席。

(1) 福島支部データヘルス計画について

- 議 長 データヘルス計画として取組む内容は了承したが、事業に対する数値目標も示すべきと思われる。
- 事 務 局 次回の評議会でお示しする。
- 評 議 員 健診結果に基づくリスクなどについて、事業所別に具体的なデータを作成し提示できれば、事業所としても参考になるのではないかと。
- 事 務 局 健康事業所宣言の特典として、事業所別のデータを提供している。
- 評 議 員 資料1の方が健康事業所宣言のパンフレットよりインパクトがある。対事業所への配付物は、この方がよいのではないかと。また、提携金融機関による金利優遇とあるが、現在は低金利のため他の特典があってもよいのではないかと。健康に関する賞品を購入した場合は5%は5%オフになるなどの措置があってもよいのではないかと。
- 事 務 局 いただいたご意見は、各種特典を検討する上で参考にさせていただきたい。
- 評 議 員 健康事業所宣言の特典である、インターネットサービスの予定はどうなっているのか。
- 事 務 局 自身の過去5年分の健診データを見られるようなサービスの導入を本部で検討しているが、詳細な内容や時期は未定である。
- 評 議 員 CKD等の重症化予防は、具体的にどんなことをするのか。
- 事 務 局 健診、レセプトデータに基づいて対象者を抽出し、約半年のスキームで医療機関受診者に対する特定保健指導を実施する。血圧、血糖値、値、e-GFRなどを指標とする。
- 評 議 員 平成27年12月から、従業員数50人以上の全ての事業場にストレスチェックの実施が義務付けられる。メンタルヘルスへの関心が高くなってきているが、福島支部ではメンタルヘルスに係る医療費療費の傾向を把握しているか。
- 事 務 局 一人当たり医療費については、次回以降の評議会でご改めをお示ししたい。なお、「今日から始める健康事業所宣言」パンフレットの1ページページにあるように、傷病手当金受給者の約25%が「精神及び行動の

行動の障害」によるものである。協会けんぽの事業は身体健康増進対策がメインではあるが、メンタルヘルス対策も重要な課題であると認識している。本事業では労働局等とも連携しているため、事業所からの相談に応じて連携機関への案内が可能となっている。

(2) 平成 26 年度福島支部事業（概要）について

|       |                                                                                                                                                                                                   |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 評 議 員 | ジェネリック医薬品の使用割合促進について、平成 27 年度はどのような取組みを予定しているか。                                                                                                                                                   |
| 事 務 局 | 福島支部、福島県全体ともに全国平均を下回っている状況を改善する必要があると考えている。協会けんぽ全体としてジェネリック医薬品軽減通知を発送し、福島支部としては薬剤師会と協働で薬剤師向けのミーティングを実施する予定である。また、保険者協議会においても薬剤師向けのセミナーの開催、啓発用ポスターの作成を検討している。さらに、他の保険者と連携しながら医師会の理解を得る取組みを進めていきたい。 |
| 評 議 員 | 個人に対して、ジェネリック医薬品に切り替えた場合にこれだけ医療費が安くなるというお知らせが通知できるとよいと思われる。                                                                                                                                       |
| 事 務 局 | 切り替えた場合の額を掲示したジェネリック医薬品軽減通知を發出している。対象者ごとの試算が記載されているため、本人も分かりやすい内容になっていると思われる。                                                                                                                     |
| 評 議 員 | 国庫補助率についてだが、法律上の上限は 20%だったはず。財政特例措置後も 16.4%を維持できることとなったが、「当分の間」というあいまいな表現の期限付きの措置である。協会けんぽとしては、今後の取組みをどのように考えるか。                                                                                  |
| 理 事   | 20%という目標は変わらない。16.4%の維持は「当分の間」という表現にはなっているが、この変更には法律改正を要し、また「当分の間」というのは法律的にはそう変わるものではない。                                                                                                          |
| 評 議 員 | 保険者間で保険料率が大きく異なっている現状についてはどのように考えるか。                                                                                                                                                              |
| 理 事   | 共済組合、健康保険組合は健康保険制度が先行して施行され、主に中小企業が加入する政府管掌健康保険については後から施行された歴史                                                                                                                                    |

的経緯があり、差が解消されていない状況である。ただ、今回の医療保険制度改革により今後3年かけて高齢者支援金が加入者割から総報酬割に移行し、協会けんぽの負担率が相対的に低くなることについては評価している。

(3) 第65回運営委員会の報告について

評 議 員 激変緩和措置は平成32年3月までだったはずだが、医療保険制度改革の関連法において平成36年3月までに延長する案が示されている。これまでの支部の医療費削減の意欲が薄れていくのではないか。

理 事 今回の改革で保険者にインセンティブを与えるために、予防・健康づくりの取組みに応じて高齢者支援金の負担割合を調整されることとなった。これは協会においては支部間に適用される。これらの予防・健康づくりの取組みやデータヘルス計画などの事業を実施していく中で、その効果を見るということから激変緩和措置を延長したということだが、しかし、国会において、厚労省としては激変緩和措置の期限は従来どおり平成32年3月を考えているとの説明があった。

評 議 員 今回の評議会の議題にはないが、社会保障、税の分野においてマイナンバー制度が導入されると聞いた。協会けんぽの事業とどのように関連するのか。

理 事 個人番号を社会保障、税、災害対策分野に利用するというのが本来の目的。非課税の被保険者が高額療養費の申請の際にマイナンバーを記入した場合に非課税証明書の添付が不要となるなど、医療保険の一部の事務に活用できるものの、どういった範囲でどう活用できるかは今後の課題である。ただ、マイナンバーと健康保険制度をリンクさせることにより個人の医療保険制度の加入状況が把握できるようにした場合、無資格受診の問題解消や連続した医療データの把握、緊急時の医療対応が可能になるなど、保険者及び医療機関などにとっての利用価値は高いと思われる。しかしながら個人情報の取り扱いの問題があり、利用範囲を拡大する考え方、限定する考え方と、それぞれに見解がある。

評 議 員 個人情報の保護には最新の注意を払う必要がある。

理 事 重要なデータなので、個人情報保護のためになお議論する必要がある。世界的に見るとほとんどの国で納税者番号制度が導入されていて、制度がない国の方が少数派であるようだが、そこに医療情報を付加するとい

うのはあまり例がないと思われるので、慎重に考えていく必要がある。

議 長 運営委員会の議題にも挙げられていたが、原子力発電所の事故による被災者に対する一部負担金の免除等措置の延長が講じられたことは、被災者支援としてたいへん有意義である。また、窓口負担の減免等による医療費の伸びについて協会けんぽ全体で負担をしていただいていることについても感謝している。

(4) その他

事 務 局 平成 27 年度評議会スケジュールについて説明。

・報 道 1 社（福島民報社） 平成 27 年 5 月 31 日福島民報朝刊に記事掲載

・次回評議会 平成 27 年 7 月 16 日開催

以上